

## 令和6年度利用者負担額表(保育料)

第1階層を除き、4月分から8月分までは前年度分の、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割課税額をもとに利用者負担額を算定します。このため、同一年度内でも利用者負担額が切り替わることがあります。

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額) (単位 円)		
		3号(3歳未満)		
階層	定義	保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護世帯等	0円	0円	
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	
第3	市町村民税均等割課税世帯及び市町村民税所得割課税額48,600円未満	ひとり親世帯等	5,500円	5,400円
		上記以外の世帯	12,000円	11,800円
第4	市町村民税所得割課税額77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000円	9,000円
	市町村民税所得割課税額97,000円未満	上記以外の世帯	23,000円	22,700円
第5-1	市町村民税所得割課税額139,500円未満	31,000円	30,500円	
第5-2	市町村民税所得割課税額169,000円未満	39,000円	38,400円	
第6	市町村民税所得割課税額301,000円未満	45,000円	44,300円	
第7	市町村民税所得割課税額397,000円未満	49,500円	48,700円	
第8	市町村民税所得割課税額397,000円以上	53,900円	53,000円	

※1

(注釈)

※ 幼児教育・保育の無償化により、令和元年10月から3～5歳児の利用者負担額(保育料)は0円です。

※1 年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は3号認定の額を適用します。

○すくすく保育支援事業

生計を一にする子どもが2人以上いる場合、2人目以降は無料になります。

これまで、国の幼児教育・保育無償化の対象とならない0～2歳児の第2子について、年収640万円未満相当世帯(市町村民税所得割合算額169,000円未満)が保育料無償化の対象となっていました。令和6年9月からは、世帯年収に関わらず、第2子の保育料が無償となりました。

